

新環境ガイドラインに基づく異議申立て手続きに係る
第1回パブリック・コンサルテーションの様態について

平成14年6月7日（金）国際協力銀行8階会議室において、新環境ガイドラインに基づく異議申立て手続きに係る第1回パブリック・コンサルテーションが開催され、50名以上の皆様の参加の下、積極的な議論が行われました。ここでは、会議の様態をお届けします。（なお、参加者の皆様にご発言の内容は確認いただいていないため、文責は国際協力銀行にあることをご了解ください。）

国際協力銀行からの出席者：

総務部：	矢島次長	入柿課長
金融業務部：	藤田課長	
開発業務部：	山田課長	
環境審査室：	森課長	

冒頭、矢島次長からのご挨拶につづき、国際協力銀行より環境ガイドラインの説明がなされました。

（森課長）

すでに皆さんの中にはよくご存じの方も多いかと思いますけれども、きょう初めてご参加されている方もいらっしゃるということをうかがっておりますので、ガイドラインの中身についてかいつまんで、主なポイントだけご紹介したいと思います。

まず簡単な経緯からご説明いたします。発端は本行統合が99年10月でございますけれども、その半年ぐらい前に、国会のほうでその法案の審議にあたりまして、統一の環境ガイドラインを策定するということが付帯決議されたところから始まっております。

その後、2000年10月に環境ガイドライン統合に係る研究会、これはいわゆる有志が集まりまして、個人的な立場からいろいろ提案をしていくといった研究会ができました。これには政府関係省庁の方、あるいは学識経験者、NGOの方、本行の職員も個人という立場で参加いたしまして、約1年ほど議論いたしました。16回ほど議論しまして、研究会としての提言を去年の9月にまとめていただきまして、この提言は広く発表されました。

この提言を踏まえまして、去年の末に向けまして、本行のほうでガイドライン案というものを作りました。このガイドライン案を年末にWebに載せまして、日本および海外からもコメントをいただきました。

この間並行しまして、なるべく直にコメントもいただいたほうがいいだろうということで、パブリックコンサルテーションフォーラムとしまして、本日と同様な形で6回ほど、東京、大阪で開催をして、いろいろと意見をいただいたという経緯がございます。

ガイドラインの概要のほうでございますけれども、構成としましては初めに前書きがございます、そのあと第1部、第2部とつながっております。

第1部のほうは基本的な考え方を中心に書いており、まずは環境配慮確認に係る基本方針がございます、それからガイドラインの目的・位置づけ、それを踏まえまして環境配慮確認に係る基本的な考え方を整理したうえで、具体的な手続について書いております。

そのあと、これが一つの今回のガイドラインの大きなポイントになっておりますけれども、我々の環境配慮確認に係る情報公開といったものが新しく含まれてきたということでございます。

それから意思決定、融資契約等への反映について書いてあり、続いて、これも新しい話として、また今回合会で議論していただくガイドラインの適切な実施の遵守の確保について言及されております。

次にガイドラインの適用・見直し。すなわちいつからガイドラインを適用し、見直していくかといったことについて書いております。

要するところ、新環境ガイドラインが特にこれまでのガイドラインと変わっているというところでございますと、今、申しあげた情報公開、それから遵守の確保といったところかと思っております。

第2部は、特に本行に融資要請をしていただく方に対して、環境配慮に関してこういうことをしていただきたいということをより分かりやすく示すものでございます。

第1番目は、対象プロジェクトに求められる環境配慮ということで、代替案の検討、住民移転の考え方、先住民への配慮、弱者への配慮、あるいはガイドラインで対象とする環境とは何を指すかといったようなことをここで詳しく述べております。

2番目としましては、カテゴリーAに必要な環境アセスメント報告書。カテゴリーAというのは、環境に非常に大きな影響を及ぼすカテゴリーを意味しておりますけれども、そういった環境に大きな影響を及ぼすプロジェクトにつきましては、環境アセスメント報告書の提出を義務づけております。その場合、どういった環境報告書でないといけなかないかといったことを、ここは細かく指定しております。

3番目としましては、カテゴリー分類ということで、要するに環境への影響が大きいものを分類して、それをより深く分析するという観点から、カテゴリー分類をするための基準としまして、セクター、プロジェクトの特性、あるいは地域特性といった三つの観点からプロジェクトを分類するといったことが書いてあります。

4番目としましては、スクリーニングに必要な情報ということで、例えばプロジェクトの規模や特性とか、そもそも

その国においてアセスメント報告書が必要かどうかというようなカテゴリ分類に最低限必要な基本的な情報を求める項目が挙げられております。

それから我々が具体的に環境社会配慮確認について検討していくために、セクター別にチェックリストを設けまして、セクターごとに何をチェックしたらいいかといったものを作っております。これは今のガイドラインでもございませぬけれども、より精緻なものにしてあります。

最後にモニタリングを行う項目ということで、これは基本的には事業者が事業のモニタリングをしていくわけですけれども、その中で本行として特に重要視するモニタリング項目といったものを挙げてあります。

以上がガイドラインの大きな構成ということですが、この中でいくつか主要なところだけピックアップしまして、簡単にご説明したいと思います。

前書きのところの話は、国際金融業務、いわゆる輸出信用とか投資金融等の業務と経済協力業務、要するに円借款、両方について、共通のものであるということをやまず言っております。

それから私どもは単にお金を貸すだけではなくて、環境配慮確認を通じて、そのプロジェクトが持続可能な発展につながることを確保していくということを考えているという点。

それから環境と言った場合、何を指すかということですが、当然汚染対策、自然環境というのがありますが、加えて社会環境、とりわけ非自発的住民移転、それから先住民等の人権といったところにもプロジェクトベースで見えていかなければいけないところ、あるいは見られるところについては、ちゃんと見ていきますといったことを述べてあります。

それからOECD等の国際的議論ということですが、これは具体的に言えば輸出信用につきましては、輸出信用機関において環境についてどういった配慮確認をするか、今、共通のアプローチをとろうといった議論もありますので、そういったところの動きもよく見てゆくといった点。

あるいは開発援助であれば、開発援助の委員会がございませぬので、そういったところの議論とも歩調を合わせながら検討してゆき、今後必要であれば見直しをするということでございます。

基本方針ですけれども、特に今回、重視しておりますのが、プロジェクトを実施するところの地域住民、あるいは現地のNGOといったプロジェクトに関わりを持っている人々のプロジェクトへの参加というのが、非常に重要だということがあるということをここで述べてあります。この考え方は私どもが求める環境アセスメント報告書に反映されていると言えます。

それから相手国の主権を尊重しつつ、対話をしていく。これは我々は二国間機関ですし、当然相手国の基準なり考え方を尊重していく一方で、その基準が我々から見てもおかしいんじゃないかというところがあれば、そこはなんでそういった違いが出てくるかとよく議論して、相手が納得する形で、適切なレベルまで持っていくということをやまず言っております。

それから環境レビューは当然我々が承諾する前にしっかりやるわけですけれども、その後の実施段階においても、ちゃんとそういったことが確保されているのかといったことをモニタリングするということも重視しております。

手続のほうでございますけれども、スクリーニング、すなわちカテゴリ分類、プロジェクトの影響の大きさに応じて、そのプロジェクトを分類して、プロジェクトの影響が大きいものはより厳しく見ていくという考え方に基づくわけですが、そういったスクリーニングを早くやるため、情報をより早く貰って、我々として迅速に対応して、分類を行ない次のプロセスに入るといったことです。

分類としましては、カテゴリA、B、C、FIとありまして、Aが環境への影響がいちばん大きくてBが中間、Cはほとんどないといったことで、それぞれのカテゴリ毎にレビューの仕方が違う。特にカテゴリAにつきましては、先ほどの環境インパクトアセスメントレポートの提出を義務づけまして、それを基にレビューするといった考え方をとっております。

ここに一つ新しいカテゴリが入っています。FI、Financially Intermediatelyということで、ひと言で言えば直接私どもがプロジェクトの融資という形ではなくて、仲介金融者、ツーステップローンといった、間に金融機関等を通して複数のプロジェクトに融資するといったものがありまして、これについては今まで明確なガイドラインがなかったもので、今回新しく含めています。これは世界銀行に準じた形でございませぬ。

新しい話として情報公開がございませぬ。これは基本的に私どもの情報公開ということで、融資承諾前にも情報公開をします。これはさっきスクリーニングを行うと言いましたが、A、B、Cと分類した後に速やかにその情報を私どものWebで公開をするということです。

すなわち、例えば今度どこどこでダムをやりますということでありましたらば、そのプロジェクトの名前と場所、プロジェクト概要、カテゴリ分類、それと共にその根拠を一覧にしてWebに掲載するというイメージでございます。併せて環境アセスメント報告書の情報が既に入っているかといった情報もこのWebで載せることにしております。それは承諾前に行ないませぬ。

なぜこういったことをするかと言いますと、私どももより早い段階で何か問題があるのであれば、いろいろなところから情報を貰って参考にしたいということで、早めに情報を公開することによって、あとから問題が出てくるようなことを避けたいといった一つの考え方でございませぬ。

それから融資後でございますけれども、環境レビュー結果をWebサイトで公開します。これもプロジェクトによって環境に対してどのような影響があるかと、どういった対策がとられることになっているかということをやまず言っております。それをWebサイトで融資承諾後に公開することにより、私どもの審査の結果を明らかにしていくという考え方でございませぬ。

意思決定への反映ですが、これは要は環境レビューで環境社会面でこういうことを留意しなければいけないと

言って、それを言うだけはいけないので、融資契約などで条件付けをする等により確保するというございます。

融資契約の中で、例えば住民移転が工事前までに行わなければならないという条項がある場合、これが実際に履行されていないといったことがあれば、融資契約に基づいて融資を行わないということもあり得るといったことも明記されております。

それからガイドラインの遵守ということで、本行がガイドラインを運用するにあたってちゃんとそれを守って実施することが非常に重要な点でございまして、例えば、プロジェクトによって影響を受ける人から、ガイドラインを守っていない部分があるのではないかとといった疑念、あるいは異議があった場合に、これをちゃんと受け付けて適切に対処するようなことをすべきであるといったことをガイドラインで書いております。

ただ、このガイドラインを作成した段階では、具体的にどういったメカニズムでやるのかといったことについては、必ずしも議論が尽くせませんでしたので、今日こういった機会を設けまして、今後皆さんと共に議論したいということでございます。

それから先ほど申しあげましたように、もう一つ今回のガイドラインで目新しい話として、私どもがカテゴリーA案件、すなわち環境社会に大きな影響を及ぼすプロジェクトに求める環境アセスメント報告書の中身を具体的に示しております。そこではアセスメント報告書というのがそのプロジェクトが実施される国の中で公開されていると、すなわちそのプロジェクトについて当該地域の人が事業について認知しており、環境社会面についてもこんな影響があるんですよといったことが情報公開されていて、それで住民等の意見もプロジェクトに反映されているような形になっているのだからかといったことを確認するためにも、こういった情報がアセスメント報告書に求められるということでございます。

今の話と関係していますが、アセスメント報告書の作成段階で住民との協議などもちゃんと行って、アセスメントのリポートの中に例えば議事録を残すとかそういった形でちゃんと分かるようにしてくださいということが、盛り込まれているということでございます。

最後になりますけれども、ガイドラインは今年の4月1日に策定されたわけですが、具体的にいつからそれを適用するかといいますと、来年10月1日以降、融資要請がある案件に対して適用することになります。したがって今、要請がある案件については、今の説明を申しあげたガイドラインではなくて、その前のガイドラインを適用するというのがその考え方でございます。

これからの約1年半の間、特に開発途上国、民間の事業者の方に本ガイドラインの中身についてよく吟味いただいて、プロジェクトの準備の段階で、先ほど述べられているようなことがなるべくアセスメント報告書に盛り込まれるよう猶予期間といった形で設けております。

ただし、早期に導入できるものは今年の10月から実施します。ですからあと半年もありませんが、できるものはやる考えです。例えば新しいカテゴリー分類、カテゴリーの情報公開、レビュー結果の公開というようなことがございましたが、そういった私どもでできるものについては、今年10月から進める方向で準備をしているところでございます。

特に難しいと思われるのが、先ほど申しあげたアセスメント報告書を現地で情報公開をするとか、あるいは関係住民と協議をしなければいけないというところがあって、これは当該国の制度もいろいろあり、場合によっては制度変更の手続き準備も必要ですので、これが今年の10月からというのはなかなか難しいと思われまので、そういうものは10月1日以降ということですが、ただ、国によって対応できるところは今年の10月からでも、先方と話しながらやっていこうというふうには考えています。以上が、ガイドラインの概要でございます。

今後の取り組み方

(入柿課長)

それでは今後の取り組み方について、私どもの考えをご説明させていただきたいと思っております。

まず回数等ですけれども、議論の進行状況等も見つつ、必要に応じまして数回程度開催したいと考えております。必要に応じまして、外部から講師を派遣してお話をうかがいつつ、皆さんと一緒に勉強していくという機会も設けたいと考えております。

それから参加のほうですけれども、資格は制限せず全く自由とさせていただきたいと思っております。本行のホームページを通じて開催案内をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。このように会場の都合もございまして、事前に登録はしていただくということになると思っておりますけれども、原則として参加のほうは制限しないということできたいと思っております。

想定される参加者といたしましては、政府関係者ということで今回は経済産業省の方にも入っていただいておりますが、財務省、外務省、環境省などから、あとは産業界の皆様、NGOの皆様、あるいは学識経験者の皆様などの参加を想定しております。

進め方でございますが、この異議申し立て手続きにつきましては、うまくデザインすれば適切な環境配慮を促進するうえで極めて有効な手段になり得ると考えておりますが、デザイン次第では本行の活動のみならず、企業の皆様の活動にも極めて大きな影響を与えるものだという認識を持っております。

一方で、こうした手続きというものについては、あまり国内で馴染みがないということもありまして、我々もそうです

けれども、皆様のほうの理解も一様ではないというふうに思っておりまして、そういう観点から前半部分につきましては関係機関等の先行事例を十分に研究したうえで、そういうことをしつつ何が論点になり得るのかと、どういうものが手続をデザインするうえで重要なのかということで、論点整理のためのセッションを何回か設けたいと考えております。

後半ではそうした議論を踏まえて論点整理が行われたということで、その論点に従って本行の手続案を作成いたしましたして、これについて具体的な議論をしていただこうと考えております。

最終的には目処としまして10月末ということを考えておりますが、そこまでに最終的なこのコンサルテーションでの結論を得るということを考えております。

今後取り上げるテーマの例でございますけれども、今回はコンサルテーションの概要ということでございまして、今後の取り進め方、あるいは皆様からこのコンサルテーションに期待するもの等についてお話をいただければと思っておりますが、今後論点整理のためのセッションといたしまして、まずは国際機関、世銀やADB等でまさに今、かなりホットな 이슈になっておりますが、そうした国際機関における異議申し立ての手続と、そこから出てくる論点について整理するセッション、あるいは各国の輸出信用機関とか援助機関等における異議申し立ての手続、二国間の機関等でございますが、それから民間企業において、海外での紛争解決というものは実際どのようにされているのかという視点で勉強する会を設けたいと考えております。

それからもう一つは、途上国ですね、ターゲットは基本的に途上国国内で起こることになりますので、実際途上国の中で、国内においてどのような制度で紛争解決、あるいは問題解決が図られておるのかと。

あるいはその途上国にとってそうした援助機関ないし輸出信用機関の異議申し立て手続はどのように受け止められているのかと、そういうことについて研究するセッションを設けたいと。

それから、さらには我が国政府におけるさまざまな不服申し立て制度、オンブズマンの制度というのがございましてけれども、そういった我が国の行政法の枠内での不服申し立て制度の現状とそこから出てくる問題点、論点、それからさらに同じ法の体系の枠内に立っておりますところの本行の性格と、本行業務の法的な性格から来る論点といったものを整理していきたいと考えております。

そうした先行事例等の勉強から来る論点整理が終わったところで、異議申し立て手続の要綱を取りまとめまして、それぞれその論点に従ってご議論いただくセッションを何回か設けるといような進め方でいきたいと考えてございます。以上です。

質疑応答

(矢島次長)

それではこれから皆様方からご意見をうかがいたいと思っておりますが、申しあげておきますけれども、前回の私どもの環境ガイドラインの制定に際するパブリックコンサルテーションのときも同じでございますけれども、さらに透明性を高めるために議事録を作りまして、それをホームページ上で公開したいと考えております。それではご意見のある方は挙手をいただければと思います。よろしくお願ひします。

(参加者 A)

いろいろ環境ガイドラインの策定にあたっては、JBICさん、関係者の皆様にご協力いただき、作られたということをごここでお礼申し上げると共に、最近の動きもちょっと紹介させていただきたいと思うんですけれども、政府も、できあがったガイドラインについて各国際機関のほうにいろいろ働きかけをしておりまして、まずOECDのほうに各種会合があったんですけれども、そこでいろいろ紹介させていただきました。また世銀の枠組みにおけるGEFとか、いろいろなところの国際の場においても積極的にアピールを開始し始めているということをごまず紹介させていただきます。

それからすみません、先んじて先ほど皆様に席上にお配りさせていただいたんですけれども、入柿課長のほうからご説明があったと思うんですけれども、第1セッションのほうでは、まずどういった論点のものがあるかというのをまとめていきたいということだったんですが、中にはご存じの方もいらっしゃると思うんですけれども、当財務省のほうにおいても研究会というのを立ち上げまして、いろいろ勉強を開始しております。その背景にはADBの異議申し立てに係る機能の見直しとかという議論もございますし、そういった観点からもいろいろ当省においても勉強を開始しております。

そこでいろいろ出てきた意見、それから説明のあった事項、その場においてどういったものを議論していかなくちゃいけないのかというのがだいぶ明らかになってきておりますので、それを簡単にまとめたものということで1枚の表にしてみました。あまり説明をしなくても済むように若干簡単にまとめてはいるんですけれども、こういった項目が議論すべき点なのかということも、まだこちらの勉強も途中であるということもありますので、さらに追加すべき論点ということもあろうかと思っておりますので、まずは素案ということでご了解いただき、今後の議論の土台となっていくことを期待して作成いたしました。

主旨としましては、限られた時間の中で効率的に議論を行うということで、何を議論していくのかというのを整理するというところから、まず素案ということで作ったので、ここでご紹介させていただきたいと思ひます。

前回の研究会、環境ガイドラインの提言を作ったところで、ドラフティングという作業は非常に時間がか

かるということもございますので、なるべく早く、勉強もさることながらドラフティングの作業も順次進めていくことをお勧めしたいと思います。以上でございます。

(矢島次長)

どうもありがとうございました。今のお話は、まさに先行事例というのでしょうか、ADBのお話をしていただきましたけれども、入柿のほうからもご説明させていただいたように、十分に先行事例を勉強したうえで進めてまいりたいと思っております。

それからいただきましたペーパーを拝見しますと、だいたいこういった機構になるのかと、それから異議申し立ての方法はどうかということもございますけれども、そういったような観点もアドバイスをいただいた点を含めまして、今後進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

(参加者 B)

私もこのガイドラインづくりの研究会のときからずっとおつき合ひさせていただいたんですが、来週、実はこのアセスメント分野の国際学会 I A I A International Association for Impact Assessment と言いますけれども、国際影響評価学会と訳しております。ここは環境アセスメントとか幅広くテクノロジーアセスメントの部分も入るような幅広い概念の学会なんですけど、環境アセスメントとかあるいはライフサイクルアセスメント、いろいろ入ってまいります。しかしながらメインはやはり環境アセスメントなんです。歴代の会長の中には世界銀行の方もおられたりして、世界の各国の機関が協力しております。今、110カ国以上、世界3,000人ほどの専門家が参加しております。

なんと日本としては20年目にして初めて理事が生まれまして、私はその理事になったんですが、その背景を考えますと、要するに世界中のアセスメントが日本のそういった環境配慮に対して相当関心を持っているんですね。世界中のメンバーが選挙をして選びますから、なかなか日本人の理事は生まれなかったんですよ。ようやく生まれたということは、要するに日本のアセスはどうなっているか、これを注目しているというわけですね。

昨年の11月にもアフリカのガーナで理事会がございまして行ってきたんですが、そのときに当然この研究会の成果報告を皆さんに配りましてご説明しました。国際協力銀行はこれからしっかり環境配慮をやるんだということを宣伝してきて、たいへんまた関心が高くなりまして、その理事メンバーからもパブリックコメントで意見が来たと思えますけれど。

そんなことでございますので、ぜひこの研究会の議論を踏まえて作られたガイドライン、私は非常に水準の高いものができたと思っておりますので、これはやはり遵守をしっかりとやっていただいて、世界も注目しておりますので、それに応えることができるようなものにしていただきたいということで、今回のこのパブリックコンサルテーションフォーラムで透明性を高める形で議論することをたいへん期待しておりますので、まずエールを送らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(参加者 C)

石油・天然ガス開発業界の業界団体の者でございまして、この一連のフォーラムで本日2回目の発言をさせていただきます。

どうしても業界の人間でございまして、なかなかロジカルなこういう問題について検討する時間的な余裕等もございませんので、どうしても一般論に終始して恐縮なんですけど、私たち知識のない者もオープンに入れていただけるということでございますので、一般論として3点ほどお話をさせていただきたいと思っております。

時間のセーブのために、少しメモを用意してきたので、それに基づいてお話をさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。

まずこれからの議論がどういう方向へ行くかということを持てはけないんですけども、こうなるのかなということ少しイメージしたうえで申し上げているので、当たらない場合は申し訳ないのですが、申し立ての機関というものを、これもあり方如何では結果的に産業界も当然当事者でございますので、悪影響というものが出るのはないかと、制度とか組織というものがあまり硬直的になるという場合には、具体的な被害というものも出てくるおそれというのを懸念するところであります。

自分のところの業界のことで恐縮なんですけれども、石油・天然ガスの世界でも経営権を獲得するということはいへんに厳しいわけでございまして、最近の新聞報道等の中国の動きなどに見られますように、国際石油メジャーのみならず、たいへんに熾烈な競争というものが行われている。裏面では、見えないところでは、いろいろな画策というのが当然行われているというようなことがあるわけでございます。

少し偏見を持っていたらごめんなさいなのですが、よりたくさん抛出すれば国際的な評価あるいは発展途上国からの評価が上がる、経済協力とか、あるいは人道的な国際貢献といったODAと違った局面というのがあるんだということだけは、一つ念頭に置いていただいた議論ということを期待するわけでございます。

それからもう一つは、JBICのODA、OOFの二つの機能、これが99年に統合されたわけでございまして、おっしゃるとおり衆参の付帯決議にも出ているわけでございます。この付帯決議を読んだ印象だけでものを申すのは失礼かも分からないんですが、やはりODAに関わる環境ガイドラインというものを強く念頭に置いて書かれているよ

うに思えるわけでございます。特に衆議院は8項目から成っております、そのうちの5項目、5回に渡りましてODAという言葉が使われております。参議院のほうは経済協力もしくは経済協力案件という言葉がしばしば出てくるわけでございまして、参議院のほうではNGOとの情報の連携というようなことが明確に謳われているわけでございます。

私たちとしても、当然環境あるいは社会、人権といったようなものへの配慮というのは格段に行われるというか、全く異論がないどころか、当然なされるべきだという認識は産業界というよりも国民の1人としても当然思っているわけでございます。

ただ支援の結果として、相手側の国民の一部と言えども迷惑になるのは当然避けるべきであるし、地球環境に対して害するようなことというのはせっかく支援しても、意味のないことになってしまう危険性もあるということでございます。

釈迦に説法でたいへん失礼なんです、ODA業務というのは我が国の外交政策のうえで、国際社会の一員として我が国の経済力に見合った国際的貢献を行うんだというような、我が国は軍事面での制約というのがありますので、日米の貿易摩擦の問題があって、貿易黒字の環流というようなことから主要な援助手段として、2000年で130億ドルですか、相当な金額ですか、実績を挙げてきているということでございます。

こうした政府開発援助というものの精神と、やはり国際金融等業務というものの二つをJBICさんは備えているんですが、やはり一定の仕訳というものが念頭に置いておいて議論をする必要があるのかということ、これは初回のときに私、申しあげた記憶があるんですが。

もう一つは、最後ですが、申し立てを取り扱う組織とかあいつところに関してなんです、JBICの独立性ということをお願いしたいわけでございます。JBICというのは当然法律によって設立されておまして、業務方法書に則りまして業務を遂行している独立した政府金融機関であります。特にOOFの業務に関しては、民間を補完していく重要な政府金融機関としての機能も有しているわけでございます。法律等で制約されている、その範囲の中で私たちは制度を利用させていただいている立場から、ちょっと口幅つたい言い方ですが、たいへん厳格な審査というものを独自に行い、融資を行ってきているわけでございます。

片や財政上も厳しい制約というものを課せられているわけでございます。JBICさんとしては、環境問題を取り扱う独自の部分というものも有しておられるわけでございまして、また当行を監督する複数の官庁さんもあるという流れの中、加えて世論と言いますか、いわゆる特殊法人等整理合理化計画という中で、やはり一つの対象になっているということからして、たいへん厳しい環境の中で自ら厳しい監督が必要というのは当然有しておられると、幾重もの歯止めが利いているのではないかと私は思うわけでございます。

こういった緊張感というものにやはり一定の信頼というものを、私たちは前提として持っていていいのではないかと思います。何を申しあげているかと言いますと、もしも第三者機能的なものをJBICさんが外に設けるといようなことになる場合、どういう形とか具体的にはイメージできないんですが、当然ここにも書いてありましたように、事務局を設ける、常設のものをということになりますと、コスト的な問題というのも当然出てくると想定されます。そういうようなことで、よいことはいくらコストをかけてもよいということにはならないわけでございまして、そこいらへの観点からも議論をしていく必要があるのではないかと。

あとは余計なことですが、そういったコストというものが少しでもNGOの事業の補助制度というような、非常に立派で地道な活動をなさっているということをホームページで勉強してきたんですが、本当に一つひとつの案件が数百万というオーダーなんです、そういったところに回していくというようなことがあってもいいんじゃないかと思うわけでございます。

若干、散漫な意見表明であつたんですけども、こういったことを業界を代表して言っているわけではないんですが、念頭に置いて専門的な議論に入っていただけたらいいなと思うわけでございます。

(矢島次長)

どうもありがとうございました。私どもの環境に対する取り組み姿勢というのは、これまで1年間ガイドラインの制定の過程で皆さんからいろいろお話をうかがうと、またきょう、お集まりいただくということでもご理解いただいていると思うんですけども、当然のことながら私どもの設立目的は、先ほども指摘ございましたけれども、国際協力でございますし、私どもの使命の中で非常に重要な部分というのは資源の安定確保ということでございます。そういう意味ではその使命を全うしつつ、環境にも配慮するというので、できるだけ折り合いをつけていくというのが私どもの基本スタンスでございます。当然のことながら今、お話をいただいたような、まずいちばんに使命を全うするというのが第一でございますので、その点はぜひご理解をいただきたいと思っております。

それから経済協力業務と国際金融業務、違うやり方もあるんじゃないかというようなご示唆なんだろうと思っておりますけれども、基本的には統一のガイドラインを作って、できるだけ同じような手続で進んでいきたいと思っておりますけれども、やはりそれぞれの業務と言いますよりも、実際に実施主体が政府なのか民間なのかによっても当然対処の仕方が変わってくるかなということも考えられますので、今、お話をいただいたような点を踏まえて、これからの論点整理に活かしていきたいと考えております。どうもありがとうございました。

(参加者 D)

きょうの議論は議論の進め方だというふうに思っておりますので、私は本論には入らずに、まず今後議論をどう

いうふうに進めていくのかという点についてのみ意見を言わせていただきたいと思います。

一つは、議論の方法です。進め方については分かったんですが、進め方というのはタイムスケジュールという意味で分かったんですが、毎回の議論の進め方ということについて意見を言わせてほしいんですが、個人的な意見としてはこのパブリックコンサルテーションというには実は若干どうかなのというのが、ガイドラインのときの6回のコンサルテーションに参加させていただいて思ったんです。と言うのは、議論ではなくてJ B I C対ほかの人と、つまりJ B I Cがコンサルトしているという意味ですから、今も意見が出て、それに対して司会である矢島次長がJ B I Cとしての考え方を答えてしまっている。これだとそこで議論が一方へ行ってしまいということになって、全体の議論にならないと。

ある意味でいくと、きょう議論するテーマがあって、それに沿って議長がある程度仕切る必要があると思うんですね、その意見は次回にお願いしますとか。でもJ B I Cとしての立場だと、つい聞かざるを得ないわけですね、コンサルトしている立場として。ですからそのあたりは、今後矢島次長が司会をされるのか議長をされるのか分かりませんが、やはりある程度仕切る方はその立場を離れて、その場での議論の目的、毎回、毎回の議論の目的に沿った対応をされると。で、J B I C側としての回答が必要なものについては、できれば議長、司会ではない方に振って、J B I Cとしての見解をそこで言うてもらうような、そういう進め方ができないかどうかというのが1点目であります。

2点目は、パブリックコンサルテーションは開かれているという意味ではとてもいいんですが、もう一つは言いっぱなしに終わるといことがあります。もちろん議事録を作成されて、それを公開されるという意味ではたいへんいいと思うんですが、一方でここで議論している話を、例えばJ B I CならJ B I Cがどのように尊重し、要綱案なりの中にインコーポレートしていくかというプロセスがもう一つ私には明確でない。そのあたりについて、これはJ B I Cとしての見解をうかがいたいんですが、どのようにそこを担保されるのかといことがあります。

3点目は、きょうも配付資料というのがこういう形で出てきています。こういうようなことの扱いについて、どのように考えられるのか。毎回ご自分でコピーをしてきてここに持ち込めば、それに基づいて議論することができるというような形、非常に形式的な話ではありますが、その点。

そして4点目、最後ですけれども、日程の決め方であります。私自身はできれば全部出たいとは思いますが、突然あさってやりますとか、来週の木曜日にやりますというふうに通通知が来て、その日は何か別の用事が入っているということになるので、日程をどういうふうに組んでいくのかということについても、やはり重要なテーマだと思います。ある程度事前に分かっていたら、これを優先する方はその日には何も入れないように工夫することもできますので、日程の決め方をどうするかというのが4点目。以上、今後の枠組みという点で意見を言わせていただきました。

(矢島次長)

どうもありがとうございました。私が答えていいのかがよく分かりませんが、きょうはむしろ進め方についていろいろかがうということで、私が主にお話をしておりますが、これからはまさにテーマごとになりますので、私がすべて答えられるわけではありませんで、当然私どもの内部の者がいろいろ分担しながら、お答えをさせていただきたいというふうに思っております。

そういう意味では今、お話ししていた中で、こういうようなコンサルテーションフォーラムと、まさにお話をうかがって先ほど入柿課長からもお話しさせていただいたように、私どもが案を作って最終的にはこの場に提出させていただくことになると思いますが、そこでそれについてのいろいろご議論をいただくということでございますので、言いっぱなしにするということではないんだと思うんですね。そこはぜひご理解をいただきたいなと思います。そういう意味では、ご意見を賜った中でそれをインコーポレートしていくということなんだと思うんです。

それから配付資料につきましては、まさにオープンでございます。ただ、先ほどお話ししましたように、毎回テーマを設けて、特に前半、論点整理をしてまいりたいと思いますので、それは事前に、これは日程についてと同じ回答になるかと思っておりますけれども、今回は第1回目ということで、それからいろいろ関係の方々から早めに開催するようというご意見も賜りまして、若干期近なご案内になりましたが、できるだけ前広にご案内を差し上げたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それからまさにそのご案内の中に、当然次はどのようなテーマだと、先ほど概略のどんな順序で、どんなテーマについて論点整理をしていくというのをお話しさせていただきましたけれども、次回実際何をやるんだということその案内の中に入れて、ご案内を差し上げる予定にしておりますので、それに沿いましてむしろペーパーを用意していただくのであれば、当然それは排除するつもりは全くありませんで、むしろウエルカムでございますので、それを用意していただいて、その場で出していただければ、まずはそれぞれの論点に沿いまして、当然会の効率的な進め方という意味では、私どもなりにどう論点整理をしたかということプレゼンテーションさせていただいて、そのうえで皆様方からそれに対するコメントも当然結構でございますし、全く別の角度からペーパーを用意していただくということであれば、それもプレゼンテーションしていただくと、そういうような会の進め方をしていきたいと思っておりますので、ぜひご協力お願いしたいと思います。

ほかには、どうぞ。

(参加者 E)

今、資料のお話が出たのでちょっと確認だけございまして、事実関係の確認だけなんですけど、先ほど説明がありましたお話から関連しますと、配られましたきょうの資料、異議申し立て手続についての論点項目案というものの、そのあと配られたメコンウォッチさんですか地球の友ジャパンさんのものはお名前が入っていますのでいいんですが、こちらのこの論点項目案というものに関しましては、なんとなく自然と配られた感じではあったんですけど、これはJ B I Cさんとしてはどう扱うおつもりなんでしょうかというのがよく分かりませんで、なんとなくこのままいっちゃうとこの順序で行くのかなという気もしております。

あと一つお願いといたしましては、配られる資料がいろいろ出てくると思うんですけど、やはりどこが配ったものであると、それについて仮に事前にご覧になる時間があれば、それに関してJ B I Cさんとしてはどういうふうに扱っていくつもりですということのコメントをいただくと、非常に頭を整理しやすいかなと思いました。

それと先ほどお話がいくつか出ました財務省さんのほうでやっていらっしゃる勉強会は、私も何度か出席させていただいております、いろいろな専門の方、オンブズマンの方のお話等をお聞きしまして、それはそれで非常に勉強になっておるんですけども、あそこにいるメンバーとこのJ B I Cさんの場に出てくるメンバーは必ずしも一致もしませんし、扱いは私自身は頭の中では別のものという理解しておりますが、その点に関して決してそういうことはないと思いますが、財務省さんでの勉強会の議論というのが、このJ B I Cさんでのフォーラムにおいて先行していってしまうと、そこを知らない人にしてみると、よく分からないなということになってしまうおそれがあるのではないのでしょうかという懸念を持っております。以上です。

(矢島次長)

どうもありがとうございました。資料につきましてはご用意いただいて、まずきょう、財務省さんにいただいたのは名前がないんですけども、機関の名前を書いていただくか、あるいは必ずしもそれはどうかと思われる方は個人の名前でも結構でございますので、後々の整理の為にはお名前、クレジットというか、入れていただく必要があるんだろうと思います。

それでまさにいただいたままにするということでもございまして、例えばきょう、いただきました財務省の論点項目というのは非常に整理されたものだと思いますので、今後の私どもの論点整理にはそれは当然活かさせていただきたいと思います。

それから当然いただいた資料は、こういうことを席上でいただいたということで、これも議事録の中ではっきりするような形にさせていただきたいと考えております。

それから財務省のほうで今、行われている勉強会との関係でございますけれども、私が承知しておりますのは、基本的に国際機関の異議申し立ての手続についていろいろ考えるということで、私どもバイラテラルと言うんでしょうか、日本の政府金融機関の私どもについての勉強会という、当然かなり重なり合う部分は多いんだろうと思いますけれども、私どものために勉強会をされているということでは必ずしもないんだろうと思います。ただ、当然参考になる部分もあると思います。

おっしゃるとおり、その勉強会に参加されている方もいらっしゃるれば、そうでない方もいらっしゃるということでございまして、そういう意味では知識のレベル感というのは若干違うところはあるんだろうと思います。ただ冒頭申し上げましたように、広くいろいろな方からご意見を賜りたいということが今回の主旨でございますので、そういう意味では私どもの異議申し立ての手続を考える会ということでご理解いただいて、若干、勉強会に出ている方にとってみると重複するようなどころもあるかと思いますが、そこはむしろそういうものも活かしながら、私どもなりの手続を考えていただくということで、一から今後論点整理をさせていただきたいというように考えております。

(参加者 F)

きょうはパブリックコンサルテーションの機会を与えていただきまして、ありがとうございます。業界のほうも、この環境アセスメントの異議申し立てがどうなるかということでたいへん心配をいたしております。先ほど石油・天然ガス業界の方のお話がありましたけれども、非常に共感するところがございまして、このガイドラインに關します異議申し立てがどうなるかということにつきまして、かなり具体的な商談等にも影響してくるのではないかとということで、きちんとした議論をして、ぜひ立派なものにまとめていただきたいと考えております。

まず大前提なんですけれども、国際協力銀行が融資をするということ自体、どういう効果を持っているのかなということでございまして、本来ならばやはり先ほどお話がありましたように、相手の国に対する国際協力、経済社会の発展にいかんにか貢献するか、あるいは日本にとりまして必要な資源、エネルギーをどう確保するか、あるいは最近では貧困撲滅等にどう貢献するかと、こういう視点が非常に大きな要素であるかと思っております。かつては環境に対する配慮が少なかったということで、今回の環境ガイドラインの制定につながったというふうに理解しております。

5点ほど申しあげたいと思っておりますけれども、第1はやはりプロジェクトそのものに対する融資をするかしないかというときの判断において、環境だけにおいて判断を下すというのは、一面で判断するというでいいのだろうかという問題があるかと思っております。極端に環境破壊ということがあれば別かと思っておりますけれども、それでは経済社会発展を無視していいのか、あるいは貧困対策が進むのを遅れるのをそのまま看過していいのかどうなのかということでありまして、融資をするしない、あるいは融資の条件をどうするかということにつきましては、環境ガイドラインのみで判断していく問題なのだろうか。むしろガイドラインということならば、経済社会発展に

う国際協力銀行が貢献していくのか、あるいはエネルギー社会の確保にどう貢献していくのか、貧困の撲滅に対してどう貢献していくのかといったようなガイドラインもあって然るべきではないのかなと、そういった全般の中でもって判断をするというのが本来の筋ではないかなという気が非常にいたしております。もちろん環境を無視してやるという話ではありませんで、これはこれなりにたいへん優れたことでありますから、それはきちんと行うということの前提でございます。

第2点目は、J B I Cのポジションとして、プロジェクトにつきまして、相手国政府、あるいは実施主体者の判断と異議申し立て者の判断が異なる場合について、こういうケースが起こるわけございまして、そうした場合に多分的に過去の事例等を個人的に聞いておりますと、そのプロジェクトのすぐ住民のほうがデメリットを被ると、ただし国全体としては大きなメリットを被るという場合。ダムが発電ですと、ダムによって水没する地域あたりはデメリットを被りますけれども、国全体としてはエネルギーが確保できるということで貢献するわけございまして、橋を架けるとなればそれに伴います影響はもちろん出るかと思っておりますけれども、それに伴います人の交流、あるいは物流の効率化といった点もあるわけでありまして、そういった判断を国がしていると。それに対して異議を申し立てる人はいろいろあるかと思っております。

国の判断とその国内の人の判断が違う場合につきまして、言うならば国内問題にJ B I Cが介入するのかどうかということであろうかと思っております。環境のほかに先ほど申しあげましたけれどもいろいろな価値判断があるわけでありまして、それに対しましてJ B I Cが相手の国の国内問題に介入するというのがいいのかどうかということでありまして、現にJ B I Cとして可能な範囲ということでご判断をいただくのではないかという気がいたしております。

それから3点目は、先程来、前例として国際機関という話がございまして。国際機関はいろいろな面で制度が進んでいるわけでありまして、国際協力銀行は日本の機関でございますので、前例ということでもしお調べになるとするならば、ほかの国の異議申し立てがどうなっているのかということについてお調べいただくのが筋ではないかなという気がいたしております。国際機関のポジションと1国の機関のポジションとは違いますし、異議申し立てのあり方も基本的に変わるのではないかなという気がいたしております。手続につきまして事細かに決めるのがいいのかどうかと、いろいろな異議申し立てがあるわけございまして、それを十把一絡げに同じ手段でいくのがいいのかどうかと、手続を決めるのかどうかということにつきまして、やはり議論すべきではないのかなという気がいたしております。

それから4点目でございますけれども、1国の機関というのは国際機関の場合には独裁的な地位にあるわけでありまして、その自身の判断だけで決まるわけでありまして、各国で起きますプロジェクトにつきましては、何も日本に頼むだけではございませんので、ヨーロッパに頼む、あるいはアメリカに頼むといういろいろな金融支援の形態をとるわけございまして。そうした中で、日本の金融ファイナンスを攪乱しようというふうな人も当然出てくるわけでありまして、商売敵であればまさにそういう形でもって相手の商売を妨害しようというのは当然のことながら行われるわけございまして、いいことではありませんけれども、そうしたことを前提にいたしまして、やはり濫訴を防ぐという観点が必要かと思っております。

それから5点目でございますけれども、今回のガイドラインの対象、国際金融業務と海外経済協力業務と二つあるわけございまして、このうちの国際金融業務についてでございますが、特にこれは民間のビジネスに関係する分野ございまして、非常に競争にさらされている中でファイナンスがなされるわけございまして。したがって、そういう民間のファイナンスにつきまして、I F C、国際機関の場合については異議申し立てがあったとしても内容を非公開で進めているというのを聞いておりますけれども、そういう特殊な民間に対する扱いというのはそれなりのきちんとした扱いがあって然るべきではないのかなと。特に対競争相手との平等を確保する、不公平にならないというふうな観点、あるいは審査、審査といって徒に長引いて、タイムリーな商談に間に合わないということでも困るかなということでありまして。

また企業秘密の遵守ということで、相手の国にとっても、もちろんODAの世界でも、国にとっての秘密というのはあるかと思っておりますけれども、民間にとりましては秘密というのが多いわけございまして、そういった秘密をきちんと遵守していただくということが必要かなと思っております。

ちょっと全般論についての意見を申しあげさせていただきました。また各論につきましては、いろいろと意見を申しあげる機会があれば幸いです。

なお、きょうは急遽出て参りまして、個人的な意見という形になっておりますので、業界の意見ということではなくて個人的な意見ということでいただければ幸いです。以上です。

(矢島次長)

どうもありがとうございました。先ほども石油業界の方のお話の中でもお話をさせていただきましたけれども、私どもの法律をご覧になっていただくと、最初に使命というのがございまして、そこに何をやるべしというのが書いてありまして、当然そういうものに合致したプロジェクトに対して融資を行っていくというのが大前提でございますが、一方でご理解いただいていると思っておりますけれども、やはりだからと言ってそれが環境破壊につながるものというのは避けなければいけないというのは当然のことございまして、そういう意味ではかなり実際に担当している者として悩ましいなと思っておりますけれども、できるだけ両立させていきたいというのが私どもの基本的な考え方でございます。

それからおっしゃるとおり、国際機関というのは既に例がございまして、それについて論点整理をこの場でも

させていただきたいと思いますが、当然のことながら国際機関とその国の政府機関というのは設立の目的も違いますし、運営の形式も違いますので、その点は国際機関の例を調べながら、一方で何が違うのかということも論点整理の大きなポイントかなと考えております。

あとは当然、民間企業のプロジェクトに私どもは融資するケースも多々ございますので、非常に大事な点としまして民間企業の方の競争上の地位を脅かすようなと言うのでしょうか、不利益を与えるようなことがないようにというのは、これまた大前提でございます、そこはそういうことを大前提にしながら考えていきたいと思っておりますが、これもぜひご理解いただきたい点だなと思っております。

(参加者G)

きょうはパブリックコンサルテーションフォーラムに参加させていただきまして、どうもありがとうございます。

産業界の意見として、賛同するんですけども、国内でも環境問題って起こっているわけですね。それに対して具体的に異議申し立てとかそういったものというのはどうやって行われているのかと。もちろん環境問題というのは大切ですし、それは重々認識しております。ただ、国内でやっていないことを海外でやる必要、やる必要というのはいけませんけれども、国内と比べてどこまで本当にやる必要があるのかということも、やはりこのフォーラムの中で議論していくべきではないのかという感じを持っています。

あと基本的には、これまでもJ B I Cさんのほうで異議申し立てというのは受け付けていると思うんですね。そこでとっても非常な不都合といったものが出てきたなら別ですけども、J B I Cさんとして主体的に融資を行っているわけですから、優秀なJ B I Cの職員の方がたくさんおられますので、やはりJ B I Cさんの主体性というのを尊重して、やってもらうのが今後いいのかなという個人的な意見を持っています。

(矢島次長)

どうもありがとうございました。

国内につきましては、まさにおっしゃるとおりでございます、これも論点整理の中の一つに入れていきたいと思っておりますけれども、当然行政ですと行政法の体系がございますので、そういうところも念頭に置きながら参考にしていきたいと考えております。

(参加者H)

先ほど2枚の紙を配っていただきましたので、ちょっとその紙のお話をさせていただきたいんですけども、1点目は、5月16日に国際協力銀行の篠沢総裁宛にNGOのほうから送らせていただいた検討プロセスについての要望書と言いますが、そういったものなんですけれども、先ほど矢島次長さんからのご説明で、十分な透明性を確保して進んでいただくということですので、この1点目は特に……。

実は1点だけ今、いろいろな方が紙を提出されていますけれども、今後具体的な議論をしていく中で、その具体的な議論についてのペーパーは事前にあったほうが議論がしやすいかなと思っております、今回、業界の方からもいろいろお話をいただいておりますけれども、できるだけ日程を早めに決めていただいて、そのときにどのような議論をするのかということと事前に決めていただくと、それに関連するペーパーというのは事前に提出したい人はJ B I Cのほうにお渡しをして、事前にできるだけホームページなりどこかで公開していただければ、そのペーパーを見てかなり建設的な議論をすることができるのではないかなと思っております。ぜひそのあたりを検討していただきたいということと、そういったペーパーも議事録と併せて公開していただきたいということでございます。

それで2点目は、この具体的な提言という形でまとめていただきたいということをおもてくださっていただいているんですけども、これは先ほどのお話の中で要綱案をまとめるということをおもてくださる中でやっていかれるということですので、その中で特に気になることとしては、いろいろな議論がなされて、それがJ B I Cさんのほうから今、具体的な案を提案されるということですけども、それにどういふふう具体的に盛り込まれていくのか、それを議論のあとに少しずつ出していただいて、その議論がどういふふう反映されたのかがいちばん最後でないとは分からないというよりも、議論の成果を本当にどういふふう文章に表していくのかということ、その会が終わる前にもう一度きちんと議論できる機会を作っていただきたいということでございます。

3点目の検討会のメンバーですが、これも広く参加されるということですので、特に今回申しあげることはありません。

もう1枚の、昨年の12月17日付けで地球の友ジャパンとなっておりますけれども、私ども、実は地球の友ジャパンからFOEジャパンと名前を変えさせていただきまして、J B I Cの環境ガイドラインの研究会の提案を作成したあとに、フォローアップ委員会というのが設定されまして、これはそのフォローアップ委員会のいちばん最後の議論のときに発表していただいたペーパーでございます。この中で、最終的にJ B I Cの4月に発表されたガイドラインの中で遵守については適切な対応を行っていくということのみに留まっているわけですけども、今後こういった議論の場を通じて、ここに書かれたようなことを今後やっていきたいと思いますというお話をフォローアップ委員会のいちばん最後のときにさせていただいたと思っておりますので、ぜひこの紙を踏まえた議論を今後させていただければと思っております。

最後に、先ほど経産省の方からお話がありましたけれども、財務省のほうで今、国際機関、国内の機関も含め

て異議申し立て機関についての勉強会を進めてくださっています。この会合は全然クローズドな会合ではなくて、どなたでも参加できる会合で、この中の何名かの方もいらっしゃると思うんですけども、私はこういった形でいろいろな業界の方と意見交換をさせていただく機会を持たせていただいていることをたいへん嬉しく思っておりますし、どういうふうに具体的な、例えば国際機関の事例を見ますと、企業の方もなかなか環境の問題で先に進まないものが、この異議申し立て機関でうまく行ってありがたいというふうな意見がたくさん出てきておりますので、こういった国際的な経験もぜひ皆さんと共有させていただきながら、こちらのコンサルテーションも進めて行ければと思っております。財務省の研究会は今度6月12日のときには、特に先ほどからお話があります世界銀行のIFCとMIGAですね、保険機関のオンブズマン制度を担当されている方がいらっしゃいますので、ぜひこの場にいらっしゃる皆さんもそこにお越しただいて、どういうふうに国際機関のほうで進めているのかということについて共有できればなあと思っております。

いろいろ先程来から業界の方がお話になっている中で、反論もあるんですけども、今回はコンサルテーションの進め方ということで、具体的な項目の中でさらに皆さんと議論させていただければと思っております。ありがとうございます。

(矢島次長)

日程は先ほどもお話ししましたように、今回は今後の進め方ということが主要議題になるものですし、できるだけ早めというご要望もあったものですから、期近なご案内になりましたが、次からは十分に時間を置いて日にちを設定させていただきたいと思っておりますので、そういうことをすればペーパーの準備もできるのではないかなと考えておりますので、そこは留意させていただきたいと思っております。

それからまとめのところでございますけれども、私どもは案を出すというお話をしましたけれど、案を出して意見をうかがってそれで終わりということではなくて、当然そのあとの討議が何回か続くということを考えておりますので、そういう意味では、それがどうインコーポレートされていくのかということも十分ご確認いただけるのではないかなと考えております。

(参加者B)

今、産業界の方々からいろいろご心配の点、ご指摘がございまして、私も心配されている点は分かりますけれども、これはガイドラインを作る段階でずいぶん議論しましたよね。パブリックコンサルテーションフォーラムを6回もおやりになって、そういった皆様のご意見をうかがったうえで、それにお答えするような形でガイドラインをまとめましたので、その意味ではガイドラインの中にずいぶん反映されていると思いますので、そういったことを全く配慮していないわけではないので、ちょっと誤解がないようお願いしたいと思います。

研究会レポートからさらにガイドラインを作る段階で、またフォローアップ委員会等でその研究会のレポートがどう反映されているかずいぶん議論しましたよね。両面からこれをやってきたわけですね。ですからその一種の調和したもとして今、存在しているわけです。そのガイドラインをきちっと守っていただきたいということですから、ちょっとそのへんは今、そういうステージにあるということをご理解いただきたいと思います。

そこで、その場合、先ほどのご発言の最後のほうで、きちんと具体的な提言でまとめていくと、これはやはり書いたものでまとめていくということですね。そういうことでドラフトをこれからお作りになると思いますので、できるだけ早い段階でこれを出していただいて議論したらいいと思うんです。考えてみますと、これから6、7、8、9、4ヶ月しかないですよ。ですから7月ぐらいにはもうドラフトの第1稿ぐらい出て、それをだんだん議論しながら固めていくというようなプロセスをぜひ期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

これはアセスメントはそういう考え方なんです。ファイナルの前にドラフトを出しまして、その文章に対して意見を求めて、そしてまた文章を書いていく。こういうフィードバックのプロセスなんです。これを丁寧に行うことが大事なんです。ですからそれをぜひこの検討会と言いますが、フォーラムを進めていただきたいと思います。

(参加者I)

まず今回、パブリックコンサルテーション方式を採用されたということで、私としてはメンバーを固定したクローズドな研究会方式ではなくて、こういうオープンな形でまた今回やっていただくということについては非常にありがたいと思えますし、私個人としてはJ B I Cさんのほうで司会もやって仕切っていただければ、それで十分なんだろうと思っております。

あと確認事項と要望事項がいくつかあるんですけども、ガイドラインについては4月に制定されて、私どもがどうこうということではないんですけども、例えばきょう、配られた異議申し立て手続についての論点項目案の中でも、例えば10番の受理の要件の中で、ガイドラインの不遵守のみか、あるいは発生した環境問題一般を含むものかということで、何かJ B I Cの主務官庁のほうからガイドラインを超えるようなものが提起されているんですけども、ガイドラインというのはもう既に4月に決まって、この異議申し立てというのはあくまでもJ B I Cの遵守、不遵守に関する異議申し立ての受付であるはずだと私は思っているんですけども、そういうふうにガイドラインにも書いてありますし、それを超える、ガイドラインをさらに超えるようなもの、あるいは無視するようなものが出てくる、それもその主務官庁から出てくるというのは私としてはエッという感じなんですけれども、ここはちょっと御行の

ほうに異議申し立てというのは遵守、不遵守に関するものであるということをご確認いただきたいなと思っております。

あと要望事項としましては、もういろいろお話がありましたので、ちょっと重なるところもあるんですけども、やはり各国が資金を拠出して、トランスペラシィが強く求められる世銀とかIFCのようなマルチと、日本国政府の法律に基づいて作っているJBIC、御行とは性格が異なりますので、今後いろいろコンサルテーションで事例として調べていくときには、既に1件出ていますように、ほかの国のECAがどうなっているのかということを中心にぜひご検討いただきたい。

おそらくHermesとかSACEとか大所のECAというのはそういう異議申し立ての制度というのは持っていないんだと思うんですけども、もちろん持っていないからどうこうということではないんですけども、もし持っていないのであれば、今、HERMESとかSACEが、異議申し立てについてどういうふうなことを考えているのかということをご調べていただければいいのかなというふうに思います。

2点目としては、OOFについては競争への配慮ということで、濫用防止について十分な配慮を今後討議していくうえでいただきたい。確かにマルチでもIFCとか民間事業を対象にしておりますけれども、IFCの場合にはコンセッションとか事業権を取った事業会社に対してファイナンスをするわけで、やはり輸出の世界とはまたちょっと違った性格があるかと思っておりますので、特に輸出ファイナンス、入札で各国の企業が出てきて競争するものについては、十分な配慮をしていただきたいなと。したがって申し立ての資格制限とか[]というのは十分ご配慮いただきたいと思っております。

あと第三者機関の設立なんですけれども、私も個人としては所得税を払っている以上は、やはり行政コストのアップにつながるのであればどうかと思っておりますし、作らなければいけないというマストということで議論をされるということではなくて、やはり本当に必要なかどうかということ、そのコストパフォーマンスがどうなのかということからぜひ議論を進めていただきたいと思っております。

御行の今までのキャリアとか経験から判断して、本当に遵守、不遵守に関して異議申し立てがあった場合に、第三者に委ねなければコンプライアンスが保たれない組織なのかと、我々はそうは思っていないので、ぜひともマストということで入るということではなくて、別に御行の中で別の組織を作ればいいのかということも考えられるわけで、そのへんは柔軟にご対応いただきたいなと思っております。以上です。

(矢島次長)

どうもありがとうございます。

今のお話の中では、遵守、不遵守がもう少し幅が広いのかというお話では、まさにガイドラインに明示してありますように、遵守、不遵守ということでございます。じゃ、ほかのことは何も無いのかということ、現状でもいろいろなご意見をお持ちの方々からアドバイスをいただいているということは併せてご理解をいただければと思います。

それからいろいろな産業界の方から異口同音にご意見をいただいておりますけれども、競争上の地位を脅かすようなことがないようにということをご前提として考えておりますので、ここもご理解をいただければ。

それから今後のこういった形の機関にするのかということも含めて、全く白地でございますので、これから論点整理をしていただく中で、私どももそうですし、ご参加の皆様も当然のことながら、会を追うごとに知識が深まっていくということでございますので、そういう段階でまた改めて議論させていただきたいなというふうに考えております。

(参加者J)

まずJBICさんが今回、異議申し立てにつきましてこのようなコンサルテーションの機会を作っていただいたということ、たいへん高く評価したいと思います。

一般的な進め方につきましてはまだ漠とした段階で、細かいコメントはできないんですけども、スタンダードな段取りとして、勉強して論点整理をして、それで要綱を詰めていくということは異議がないんですが、私もこういった検討会をたくさんやっておりますけれども、往々にして勉強のところに時間を割きすぎて、最後取りまとめのところに時間がなくなっていくということがありますので、そういうことにならないように、できるだけ要綱の議論を多くするというに配慮をいただきたいと思っております。そうでないとしても不完全燃焼になってしまうということがあります。

それから本日もいろいろな議論が出ていますけれども、やはり制度をロジカルに考えるというだけだと、なかなか立場の議論をやらせずに、うまく合意ができないということもあると思いますが、やはり実際に問題が何で、こういったシステムを作ることが必要なのかと、ワークするのかということを考えるためには、実情がどうなっているのかということをよく知る必要があると思うんですね。そういった中で民間企業の方から非常に懸念が出ておりました、実は私ども役所のほうですとなかなかそのへん知識がないところでございますので、入柿さんからご説明があった進め方の中にも、今後の勉強課題として民間企業で紛争がどういうふうになっていて、紛争解決がどういうふうになされているのかという項目がありましたので、そのへんの実情をよく教えていただいて、考えるということが必要なのではないかなと思っております。

繰り返になりますが、どうしてもアセスメントの制度もこういった制度も手続論の議論になってしまうくらいがあるんですが、目的は何かということ、JBICの業務によって途上国で環境社会問題が起きないようにするという

でございますので、そういった目的を達するためにはどういったシステムが必要なのかということをお忘れずに検討していく必要があると思います。

仮にその手続がパーフェクトであっても、結果として環境問題、社会問題が発生したということになれば、結果責任ではないですけども、それだけでやはりJ B I Cはしっかりやっているのかというふうな社会的に受け取られることになると思いますので、そのへんのどこにフォーカスがあるのかということを見失わないようにしなければなりません。

それから最後は一般的なコメントなんですけれども、先ほどから公的資金と民間資金、相当違うというお話が多々ございまして、確かにそういうところはあるかなと思いますが、一方、途上国側からいたしますと、公的資金と民間資金の垣根というのは非常に少なくなってきているということがあると思います。現在、ヨハネスブルグのサミットが8月末からございますので、その中で途上国の問題、それから資金の問題を含めて議論されているわけですけども、だんだんフォーカスが環境だけということではなくて、開発の問題、環境の問題、それから社会問題をどうやって解決していくかという非常に複雑な議論になっております。

その中で公的資金も民間資金も、こういった開発の問題も含めて途上国の問題に影響を与えるということでは同じような影響を持つわけでございますね。かつこの10年ぐらいで、公的資金に比しまして民間資金が非常に大きくなってきておりますので、プラスマイナス両方の影響を含めまして、民間資金の途上国に対する影響というのが無視できない。むしろ公的資金よりも大きな役割を持つようになっているという状況でございます。

もう一つは、途上国側からいたしますと、P F Iなどの仕組みがだんだん取り入れられるようになってきていますので、これまでODAの分野であったようなところもどんどん民間資金が入っているというような状況でございます。そういうことを考えますと、受け手の途上国から見ると、公的資金はこうだからこうでいいんだと、民間資金は別なんだという形の議論がなかなかできなくなってまいりましたので、そういった客観的な情勢も踏まえて、全体としてJ B I C業務はどうできるかということの観点が重要だと思っております。最後は一般的なコメントでございます。

(参加者K)

私はプロジェクトの実施に参画する者から、一つコメントをさせていただきたいと思っております。

プロジェクト実施のスピードというものを、やはり考えないといけないのではないだろうか。特にプロジェクトの経済性、有効性、信頼性等々、いろいろ考えると、手続等の複雑さによる遅延と言いますか、不必要にプロジェクトの実施がディスタープされないことがないように、ここいらへん今後論点を検討されるうえにおいて、やはりプロジェクトのスピードというものが実施する側にとっても、プロジェクトを要請している側からも要望される事項だと思いますので、ぜひこの点についてもご検討をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(参加者F)

今、環境省の人のお話で、発展途上国における環境問題をどうするのか、改善するためにということの趣旨があったんですけども、基本的にJ B I Cの融資機能を通じて、発展途上国の環境対策をよくするんだというふうな主旨にお聞きできたんですけども、それは基本的にJ B I Cの業務なのか、あるいは発展途上国における環境対策が不十分というならば、それは環境省のほうでむしろ主体的になって、発展途上国に対して然るべき援助なり制度の制定なりをやるのがまず大前提ではないのかなど。それがきちんと守られていけば、融資のときは全然問題なくなるわけでありまして、それを個々のプロジェクトのときに向こうの政府に働きかけをしてくださいとかいうことは、少し本末転倒ではないのかなという気が非常にいたします。

したがって、環境対策をきちんとやるためには、やはり国において然るべき環境対策を、発展途上国に対して積極的にまずやっていただくことが重要ではないのかなということが非常に強い気がしますので、したがってJ B I Cの融資機能を通じてすべて解決できるかというふうなことではないと思います。それは国としてやるべきことがまずあるのではないかと、あるいは国際的な取り組みというのがまずあるのではないかとということで、そういった場での議論というのをもっともっとやるべきではないのかなど、そういう気がちょっといたしましたので、ひと言コメントさせていただきます。

(参加者L)

当方は、必ずしもこの本業務に常に携わっている方だけではないものですから、特定のときに関与される方がいるので、できるだけ広くこの本件について周知徹底したいと思っております。このような幅広い観点の議論と議事録とか送付していただいて、たいへん参考にしてメンバーにそういうときには注意するようというふうな基本的に言っております。

先般、ちょっと欧州へ出かけて、先ほどSACEとかHERMESはどうしているかという話があったんですが、彼らもJ B I Cさんのこのコンサルテーションのやり方とか、そこにおける評価というものには物凄く高く、一様にこのようなやり方があるのではないかと感じて我々ともディスカッションしておりまして、引き続きこんなことをお願いしたいなと思っております。

1点はお願ひなのですが、先ほどからいろいろな研究会がいろいろなところで行われて、先般の環境ガイドラインをお作りになるときも、研究会の成果ということいろいろお聞きしたんですが、我々、その間ずっと1年間ほど

全然そういうことを知らない、今回も財務省のほうでやっておられるということも知らない、そういう知らないという情報のギャップというのをできるだけ少なくしていただいて、先ほど議論の進め方というのがございましたが、その中に順次反映していただいて、我々も勉強するように、なるべく追いついてできるようにさせていただければと思っています。以上です。

(参加者M)

先ほどから何度か触れられています財務省の研究会について、こちらは4月の20何日かに第1回を始めて、今、4回ぐらいいったんですが、こちらは要はJ B I Cさんのこの場とはやはりちゃんと別でして、あくまでも勉強する機会だということで、これはJ B I Cさんを念頭に置いたものではなくて、むしろ国際機関だとかもちょうど今まさにそういった議論、こういう第三者機関というか異議申し立ての手段だとか話はされているという中で、そういったものを我々、国際機関も金融機関も当然担当していますので、そういったところを知っておく必要があると。それで今、研究会をやっているということです。

先ほど詳細な宣伝をしていただいたみたいで恐縮だったんですが、次回は6月12日水曜日、午後1時半から開かれます。できるだけ広くオープンな形で行いたいというふうに考えて、むしろいろいろな方にいろいろなことを知っていただきたいということで、我々も勉強しているところですが、もしご興味のある方がいらっしゃいましたら、ちょっと今、口頭で申しあげますが、私の電話番号3581 - 8033のほうにご連絡いただければ、詳細についてまたお話しさせていただきますので、ぜひ皆様のご参加もお待ちしておりますので、よろしくお願いたします。

(参加者J)

直接私のほうにコメントをいただきましたので、2点だけ申しあげたいと思います。

1点はJ B I Cの機能でございますけれども、J B I Cの機能としてこれは経済開発だけではございませんで、環境社会も含めて途上国の発展にどう貢献するかということがJ B I Cの存在であるというふうに理解しております。

実際の問題として、J B I Cの融資のODA部門でございますけれども、融資の中で環境分野というのはもう相当な比率を占めていて、今後とも重点分野であるというふうに理解しております。

それから本来、途上国のほうでしっかり環境対策をやるようなシステムを作るべきだということで、それは当然のこととして私もそう思います。ただ、やはり開発途上国でございますので、それがなかなかできないということに問題の根源がありまして、なにも例えば先進国に対して融資などをする場合に、誰も日本側でいろいろ環境配慮をしようとか、社会配慮をしようとかいうことはなくて、それはもう相手国の制度に任せればいわけですけれども、なかなか開発途上国ではそういうことができないという状況を踏まえて、先進各国あるいは国際機関で十分な配慮をしなければいけないということが前提としてあるんだと思います。

相当前になりますけれども、途上国に進出した企業が現地の環境基準、排出基準だけを守っていればいいのか、それとも日本の企業でしたら地元の国の先進国側の基準を守るべきかということだいで論争がございましたけれども、現在、企業の方も現地の基準だけ守っていればそれで万全なんだというふうに考えておられる方はもういらっしゃらないと思うんですね。実際に本当に私どもも現地に進出している企業の方を見ますと、入念にと言いますか、環境問題を起こさないようにということで非常に努力されているということをよく承知しております。

またその前に、国として途上国の環境対策を進めるように相手の国とも話してしっかり努力せいということは私どもも重々承知しております、今後とも努力してまいりたいと思っております。

(参加者E)

先ほどからの産業界の皆様ですとかNGOの方、それから財務省、環境省の方のお話をお聞きしての、あとJ B I Cさんへのお願いと言いましようか、ちょっと私自身その知識がないものですからよく分からないんですけども、どちらかという意見が二つに分かれていまして、例えば異議申し立てを受け付けるということに関しては、ガイドラインで決まりました。ここにいらっしゃる皆さんももうこれは納得していますという前提なんですけど、そこから、ではどうしましようといったときに、第三者機関なり何らかの機関を設けるのか、それとも産業界の方がおっしゃる意見からしますと、今のJ B I Cさんの機能で十分なのではないでしょうかというふうに二つあります。

そこで私はちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、J B I Cさんはこれまでどういう形でその異議申し立てを受け付けてこられてきて、どういう体制で、どう処理されていたのかというのがあって、それについて見たうえで、おそらく見る方が見ればそれで十分ではないでしょうか。もしかすると厳しい目で見ると、いやそのその部分がちょっと問題だから変えるべきだと、それとも抜本的に変えて第三者機関を設けるべきだという話というのが、なんとなく最初にあるのかなという気がしまして、もしもできましたらなんですけども、これからの議論の早いうちの段階で、そういったものが一度明らかにされますと、話し合いに入りやすいのかなと個人的にするものですから、ご検討いただければと思います。以上です。

(矢島次長)

先ほどお話ししましたように、そういう意味では今、白地で考えておりますので、いろいろな方、これから論点整

理をしていく中で考えていきたいなと思います。

それで現状はないかという、当然先ほどもちょっと申しあげましたけれど、個別にプロジェクトについて問題があるというときにはお話をいただいて、私ども話し合いを拒否するという姿勢は全くございませんので、お話しいただいてそこで実施機関に伝えたほうがいいものは伝えるという姿勢はとっております。ですからそこはむしろこういう形でどういう手続にしていくのかというのは、透明性のところなんだろうと思うんですね。今でもないかという、当然お話しただければそれは承っておりますけれども、さらにそういうのを承って、はっきりと出していくということなのかなというふうに理解はしております。

もう予定の時間もちょっと過ぎまして、いろいろご意見をいただいて、ほかになければ今回は今後の進め方ということで、いろいろご意見を賜ったことを参考にしながら進めていきたいと思っております。

次回は今月中に開きたいなと思っておりますけれども、下旬を考えております。前広にご連絡を差し上げたいと思っております。どうもありがとうございました。またよろしく願いいたします。

以 上